

令和3年3月18日
教育委員会事務局総務課
内線：4523

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の制定について

1 制定の趣旨

令和3年4月1日付けで施行される群馬県公文書等の管理に関する条例の第5条第5項の規定により、公文書を作成する実施機関（知事、議会、各種委員会等）は、公文書の保存期間が満了する前に、保存期間の満了時の措置（※）を設定することとなります。

本規則は、当該措置により文書館に移管された公文書（特定歴史公文書等）の保存、利用方法等について定めるものです。

（※）「保存期間の満了時の措置」とは、歴史資料として重要な公文書等に該当するものを文書館へ移管し、それ以外のものについては廃棄することをいいます。措置の判定基準については、実施機関ごとに定める公文書管理規程によります。

2 施行日

令和3年4月1日